



令和7年度就学援助のお知らせ

桶川市では、学校生活に必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。

1 対象者

桶川市内に在住で、桶川市立小・中学校に通う児童生徒のいる保護者で就学援助を必要とし、審査により認定された方。

2 申請方法

申請書に必要書類を添えて保護者から小・中学校又は学務課へ提出してください。申請書はお子様1人につき1枚必要ですが、添付書類は1部で結構です。その際、欄外右上に「書類は〇〇学校 △年 〇〇に添付」と記載してください。

※令和7年度小学校入学予定者で新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請した方でも、4月以降引き続き援助を受けたい方は申請が必要です。

3 申請期間

当初：令和7年2月5日（水）から4月11日（金）まで（必着）

→審査により認定された場合は、年度当初から支給します。

随時：令和7年4月14日（月）以降

→審査により認定された場合は、申請日（25日以降の受付の場合は翌月1日）から支給します。

4 提出書類

申請書及びその他の提出書類

※裏面 提出書類一覧をご覧ください。

※書類不備の場合は、**書類がすべて提出された日が受付日**となります。必要書類を確認の上、書類が揃った状態でご提出ください。

※住民登録上は世帯が別でも同居している方、配偶者（同居、別居を問わず）については、その方の所得も含めて審査を行います。

5 支給

学期ごとに7月末、12月末、3月末に給食費以外を保護者口座に振込みます。記帳等によりご確認ください。給食費は、直接 教育総務課へ振込みます。

6 対象となる経費 （参考 令和6年度）

支給費目	小学生		中学生	
	対象者	支給額	対象者	支給額
給食費	全員	実費	全員	実費
医療費	治療者	学校病の治療費	治療者	学校病の治療費
学用品費	1～6年生	11,630円	全員	22,730円
通学用品費	2～6年生	2,270円	2～3年生	2,270円
オンライン学習通信費	全員 (世帯単位)	14,000円	全員 (世帯単位)	14,000円
※新入学児童生徒学用品費	1年生	57,060円	1年生	63,000円
校外活動費	参加者	交通費、見学科等	参加者	交通費、見学科等
林間学校	参加者	交通費、見学科等 (上限7,000円)	参加者	交通費、見学科等 (上限7,000円)
修学旅行	参加者	交通費、見学科等	参加者	交通費、見学科等
体育実技費	体育の授業用柔道着購入者 実費（1回のみ。領収書が必要です）			

※新入学児童生徒学用品は、

- 入学後の4月認定者に支給します。（入学前に受給した者を除く。）
- 小学6年生の受給者で桶川市立中学校へ入学する方に入学前の3学期に支給します。転出予定、私立中学校に進学予定の方は辞退届を提出してください。受給後に桶川市立中学校へ入学されなかった場合は返納していただきます。

7 援助を受けられる所得の目安

世帯人数	世帯構成（年齢）	令和6年中の世帯の総所得金額	
		持家の場合	賃貸の場合
2人	父(35)子(9)	188万円程度	262万円程度
3人	母(35)子(9・5)	233万円程度	307万円程度
3人	父(42)母(37)子(9)	249万円程度	324万円程度
4人	父(42)母(37)子(9・5)	289万円程度	364万円程度
4人	母(43)子(14・9・4)	314万円程度	388万円程度
5人	父(45)母(43)子(14・8・2)	361万円程度	435万円程度

※上記の家族構成での目安です。ご家庭の人数や年齢などにより異なります。

注意事項

- ・審査結果は申請者全員に、6月頃、郵送で各ご家庭にお知らせします。
- ・所得に基づいて審査を行うため、申請前に必ず申告をお願いします。
- ・申請後、婚姻、離婚、転居、転出等、世帯の状況が変わったときは、再申請または辞退届の提出が必要になります。必ず学務課に就学援助を申請中または就学援助を受けていることを伝えた上で相談し、必要な手続きをしてください。
- ・資格を失った場合、遡って認定を取り消します。受け取りすぎた就学援助費があった場合は返金していただきます。

提出書類一覧

1 「令和7年度就学援助費支給申請書」

- ① 記入見本を参照の上、必要事項を記入してください。
- ② 「世帯状況・同居している方全員」欄は、同居している方をすべてご記入ください。別世帯であっても同居している方は審査の対象となります。「世帯状況・同居している方全員」欄に記入の上、所得のわかる書類を添付してください。
- ③ 申請者の配偶者については、別居している場合でも審査の対象となります。「世帯状況・同居している方全員」欄に記入の上、所得のわかる書類を添付してください。
- ④ 勤務先・学校学年欄の記入漏れが多いため、注意してください。

2 賃貸住宅の方は、契約書の写し

(住宅の所在地、契約者、契約期間、家賃額のわかるもの)

- ① 自動更新により契約期間が有効な契約書の写しがない場合は、一番近い日付の契約書の写しと併せて、契約書に記載されている金額と同額を支払っていることが確認できる書類(通帳の写し、振込の控え等)を必ず添付してください。名義人、金額、引き落としの項目等以外の必要な部分以外については、塗りつぶした上で提出してください。
- ② 県営住宅等で金額が所得、世帯状況等により変わる場合は、現在の家賃の金額が記載された通知等の写しを提出してください。

3 令和6年中の所得が分かる書類

(源泉徴収票、確定申告書写し、年金受給金額の分かる書類など)

- ※ 当初申請の場合は、課税・非課税証明書ではありませんので、ご注意ください。
 - ※ 申請者及び同居している方、保護者の配偶者(同居、別居を問わず)全員の所得のわかる書類の提出が必要です。
 - ※ 児童扶養手当証書を提出する場合は他の所得がわかる書類の提出は不要です。
- ① 収入が複数からある場合には、必ずすべての収入の所得を証明する書類を提出してください。
 - ② 所得がない場合は、所得がない旨の住民税申告をした上で、提出前に必ず住民税の申告書のコピー(両面)を取り、コピーを添付してください。
 - ③ 次の方は、そのことを証明する書類の写しを添付することで所得を証明する書類を省略することができますので、必ずそのことを証明する書類を添付してください。
- ・児童扶養手当法 第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給 ⇒**児童扶養手当証書**
 - ・国民健康保険法 第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予(会社都合による退職など) ⇒**国民健康保険税減免決定通知書**(申請前にご相談ください)